

条例第3号

宇和島市長の給料月額の特例に関する条例をここに公布する。

令和8年3月3日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市長の給料月額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長の給料月額の特例に関して必要な事項を定めるものとする。

(市長の給料月額の特例)

第2条 令和8年3月分の市長の給料月額は、宇和島市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成17年条例第48号）第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の30に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。